

補助対象を拡充しました

岩手町ICT利用促進事業のご案内 (光回線加入助成)

事業内容

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」の実践を目的として、岩手町内に住所があり、**令和2年4月1日以降に新たに光回線に加入した世帯や事業所に対して**、回線工事費、ICT機器や無線機器等の導入に係る費用に対して町から補助金を交付するものです。

令和3年度までは1世帯又は1事業所につき1回限りでしたが、令和4年度から**加入した光回線1回線につき1回まで**に拡充しました。

補助対象となるICT機器等

光回線導入工事費／Wi-Fiルーター／端末（パソコン、タブレットなど）／端末周辺機器（プリンターなど）／ソフトウェア／テレワーク、キャッシュレス化、インターネットバンキング、遠隔授業、オンライン診療等に係る費用／その他ICT活用に係るもの

補助金額 1回線につき最大 20,000円まで

※工事費、購入費等の合計金額

申請方法

■補助金の申請をされる方は、岩手町役場企画商工課（岩手町役場2階 7番の窓口）に備え付けの「申請書兼請求書」を提出してください。

※町のホームページからも申請様式をダウンロードできます。

申請の際に必要な書類

- ① 光回線に加入（契約）したことが分かる書類
- ② 回線工事費、導入したICT機器、無線機器等の領収書またはレシート
- ③ 補助金の振込先口座が分かる書類（通帳もしくはキャッシュカード等）
- ④ 印鑑（認印）

たとえば・・・

【例1】新たに光回線に加入し、15,000円で端末周辺機器を揃えた場合

→ 補助金は15,000円交付されます。

【例2】新たに光回線に加入するために、光回線導入工事費が25,000円かかった場合

→ 補助金は上限の20,000円交付されます。

【例3】自宅と作業場に光回線を導入し、それぞれ導入工事費が18,000円かかった場合

→ 補助金は18,000円×2回線分で、合計36,000円交付されます。

-お問い合わせ先-

岩手町役場 企画商工課 情報化推進係 0195-62-2111（内線215、228）